『岳麓書院蔵秦簡 (肆)』の律令第一組には「廿年後九月戊戌以来」で始まる三本の簡が 含まれる。

世年後九月戊戌以來、<mark>其</mark>前死及去<mark>乃</mark>後遝者、<mark>盡</mark>論之如律。<mark>卿、其家嗇夫是坐之</mark>。(岳麓 ④44)

(秦王政) 二十年閏九月十五日以降、それ以前に死亡した後で、もしくは立ち去った後で召喚命令を受けた場合、すべて律の規定通りにこれを裁く。卿については、 その家嗇夫が罪に問われる。

世年後九月戊戌以來、<mark>其</mark>前死及去<mark>而</mark>後遝者、<mark>盡</mark>論之如律。(同 70)

(秦王政) 二十年閏九月十五日以降、それ以前に死亡した後で、もしくは立ち去った後で召喚命令を受けた場合、すべて律の規定通りにこれを裁く。

世年後九月戊戌以來、<mark>取罪人・羣亡人以爲庸、雖</mark>前死及去<mark>而</mark>後遝者、論之如律。(同 76) (秦王政) 二十年閏九月十五日以降、罪人や諸々の逃亡者を引き取って使用人としたならば、それ以前に死亡した後で、もしくは立ち去った後で召喚命令を受けた場合であっても、すべて律の規定通りにこれを裁く。

これらの簡は、多少の相違があるものの、相互に同じ内容を持ち、共通する一つの原史料からの抜き書きと思われる。ただし44・70 簡には、いかなる犯罪行為を前提としているのかが明記されず、それだけでは法律条文として意味をなさない。唯一76 簡のみが原史料の内容を比較的正確に伝えており、44・70 簡には重大な誤脱がある、というのが、まずは考えられるところである。

一方、欧揚はこれとはまったく別の可能性を指摘している¹。欧は上記三本の簡に加えて、「亡律」中の「年・月・日」で始まるさらに二つの条文も検討の対象とし、それらはいずれも君主の命令書を節略したものであり、本来そうした命令書は「年・月・日、[立法の理由]、自今以来、[具体的な規定内容]」という書式を持っていたが、法律条文として整理する際に「立法の理由」部分は省略され、「年・月・日以来」と書かれることになったのだとする。紀年を持つ条文は、原文書の体裁の一部をなおも残している点において、それを持たない条文より相対的に新しいものといえ、先行する律文の存在を前提にしつつ、それに修訂を加えるべく新たに発布された条文、つまり追加法的な要素(原文では「具有依附性」)を帯びた規定であると考えられる。こうした欧の指摘は、いずれも非常に重要なものといってよい。

^{*} 本稿は京都大学・人文科学研究所の共同研究班「秦代出土文字史料の研究」での討論に基づくものである。参加者は以下の通り。伊藤瞳・郭聡敏・古勝隆一・佐藤達郎・蒋暁亮・角谷常子・鷹取祐司・趙晟佑・ 土口史記・藤井律之・野口優・目黒杏子・安永知晃・李周炫・宮宅潔。

 $^{^1}$ 欧揚二〇一六。この論文は、当該の会議に参加した陳偉氏より提供された。記して感謝したい。

この理解に従えば、意味するところを整合的に説明できるようになるのが 76 簡である。 この簡の前提となる規定は、その直前に配列された 75 簡に記されている。

取罪人·羣亡人以爲庸、智(知)其請(情)、爲匿之。不智(知)其請(情)、取過五日以上、以舍罪人律論之。(岳麓④75)

罪人や諸々の逃亡者を引き取って使用人とし、事実を知っていたならば、これを匿ったことにする。事実を知らなくとも、引き取って五日以上が経過したならば、罪人を留め置いた場合の律でこれを裁く。

この規定が犯罪者・逃亡者を使用人として雇っていた者に対する科罰の原則であり、76 簡と深く関係することは一見して明らかである。

75 簡と 76 簡の具体的な関係をめぐって、欧は「廿年後九月戊戌」に赦令が下されたことを推測する。すなわち 76 簡の「前」と「後」とは赦令が下った前後のことであり、たとえ雇用されていた犯罪者等がこの時よりも前に死んだり立ち去ったりしていても、犯罪者雇用の罪が発覚し、召還されたのが赦令の後のことであれば、この犯罪は恩赦の適用対象とならないことが付言されている、との理解である。従って二本の簡の関係は、75 簡が科罰の原則規定、76 簡が当該の犯罪への、赦令における例外的な扱いについての追加説明、ということになる。

欧はこの推測を支えるものとして、次の岳麓簡を挙げる。

●問、驩・路以赦前貨毋智、以後遝。它如辭。(岳麓③203(爲獄等状四種・案例⑫)) 問い合わせたところ、驩・路は赦令が下る前に毋智に賄賂を送り、その後で召還さ れた。その他は供述のとおり。

ここにも「前…以後遝」という句作りが見え、76 簡の「前」も「赦前」であるとの推測が確かに成り立とう。しかし岳麓③203 の場合は、発覚のタイミングにより贈賄罪が恩赦の対象から外れたのか否か、明記されない。通常は恩赦が下ると、それ以前に行われた犯罪は未発覚のものも含めてすべて処罰の対象ではなくなる。それは秦代も同じである。

或以赦前盗千錢、赦後盡用之而得、論可(何)殹(也)。毋論。(法律答問 37)

或る者が赦令の前に千錢を盗み、赦令の後でそれをすべて使ってから捕らえられた。 どのように裁くのか。裁くには及ばない。

なぜ犯罪者を雇用した罪は恩赦の対象とならないのか、やや腑に落ちないところが残る。 こうした疑問を抱くのは、「前」と「後」の解釈について別の可能性も想定できると考える からでもある。

犯罪者・逃亡者を雇用した罪をめぐっては、張家山漢簡「二年律令」にも類似の規定が 存在する。

取亡罪人爲庸、不智(知)其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智(知) 其請(情)而捕告、及【言同】(詞)告吏捕得之、皆除其罪、勿購。(二年律令172) 逃亡者や罪人を引き取って使用人としたとき、その者が逃亡したことを知らなけれ ば、逃亡者を留め置いた場合の律によって裁く。宿泊させたり引き取られたりした 者がまだ立ち去っていない、もしくはすでに立ち去った後でも、その事実を知って 捕らえたり告したりした、及び詗告して吏がこれを捕らえたときには、いずれもそ の罪を免除するが、賞金は与えない。

この規定が示すとおり、犯罪者等を雇用した者は、犯罪者本人がすでに立ち去った後であっても、彼らが犯罪者であったことに気づいた時点でそれを官に告発せねばならず、それを怠れば罪に問われた。換言すれば、犯罪者本人がいなくなった後でも、それを蔵匿した罪は消えなかったわけである。この条文を念頭におくなら、「前」と「後」を分かつのは犯罪者が雇用先からいなくなった瞬間であり、その後に罪が発覚した場合も、雇用者は律により裁かれることを、76 簡は明記していることになる。いわば 75 簡では言及されていなかった、雇用された犯罪者が発覚前にいなくなっていたケースについての追加規定が「廿年後九月戊戌」に制定され、先行する 75 簡に附加されたという理解である。この二つの規定が一つの条文としてまとめられ、二年律令に見える漢律は形成されたのではないか。

さて、いささか細かい問題にこだわったが、76 簡は先行する 75 簡の規定に附加されたものであり、それを前提にして初めて内容が理解できるという点においては、欧の指摘に全面的に従いたい。だが残る 44・70 の両簡については、欧の説明はやや説得力に欠ける。まず 44 簡の場合。

欧は整理小組の配列に従い、44 簡を含めた一連の条文の関係を推測する。

不會笞及除、未盈卒歳而得、以將陽【广辟】(癖)、卒歳而得、以闌癖、有(又)行其笞。(岳麓④43)

答に相当する罪の嫌疑がありながら、および除任されるに際して期日までに出頭せず、一年未満で捕らえられたならば、將陽のかどで処罰し、一年以上で捕らえられたならば、闌のかどで処罰し、さらにもとの答を執行する。

世年後九月戊戌以來、其前死及去乃後遝(逮)者、盡論之如律。卿、其家嗇夫是坐之。 (岳麓④44)

廿五年五月戊戌以來、匿亡人及將陽者、其室主匿贖死罪以下、皆與同罪。亡人罪輕于 (同 45)

☑有(又)以亡律論之。(同46)

(秦王政) 二十五年五月十二日以降、逃亡者や將陽をかくまった場合、その室人の中で首謀者となって贖死罪以下をかくまった者は、いずれも同罪とする。逃亡者の罪が…輕い…、亡律によってこれを裁く。

欧は 43 簡と 45 簡に「將揚」が見えることをもって「前後関係が存在する」と述べる(147 頁)。しかし 43 簡と 45 簡との間には、75・76 簡のような相互補完的な関係はなく、43 簡 がなければ 45 簡が理解できないという性質のものではない。「將陽」の語は亡律の他の条 文にも見え、その語を共有するという理由だけで二つの規定が一カ所に集められていると 考えているのであれば、それはあまりにも強引である。そもそも、肝心の 44 簡がそこにある意味については、何の説明も加えられていない。

訳文で示したとおり、44 簡の前に配置された 43 簡は出頭命令に応じなかった者への対応を規定したもので、類似する規定が 40 簡から 43 簡まで続く。こうした規定が 44 簡の前提となっているとすれば、44 簡の「それ以前に死亡した後で、もしくは立ち去った後で召喚命令を受けた」者とは、出頭命令を無視した本人ということになるが、すでに死亡した者を律で裁くというのは、まったく意味をなしていない。同じことは残る 70 簡にもあてはまる。

欧自身は何ら説明を加えないが、まずは整理小組の配列に従って、70 簡の前に配置されている条文を示しておこう。

隷臣妾及諸當作縣道官者・僕・庸、爲它作務、其錢財當入縣道官而逋未入去亡者、(岳麓④68)

有(又)坐逋錢財臧、與盜同法。(同69)

隷臣妾、及びおよそ縣・道で役務に就くべき者・御者・使用人、その他の手工業に 従事する者が、縣・道に財物を納めるべきところ、未納付のまま踏み倒して逃れ去 った場合は、納付しないで不正に財物を得たかどで、さらに盗罪と同じ法を適用す る。

世年後九月戊戌以來、其前死及去而後遝(逮)者、盡論之如律。(同 70) この場合も、70 簡が科罰の対象とする者のなかに、財物を納めないで逃亡し、すでに死亡 している人間が含まれることになり、整合的な解釈が難しい。

実のところ、こうした問題が生じるのは、欧が整理小組による配列復原案に拘泥するからである。整理小組の案を離れ、他の配列案を参照するなら、上に述べた疑問はいずれも解消する。紀婷婷・張馳によるもう一つの配列案(以下「紀・張案」)がそれである²。彼らによると、44 簡へと続く簡の配列は以下の通り。

盗賊【旅遂】(遂)者、及諸亡坐所去亡與盜同法者・當黥城旦春以上及命者・亡城旦春・ 鬼薪・白粲舍人(岳麓④60)

室・人舍・官舍、主舍者不智(知)其亡、贖耐。其室人・舍人存而年十八歳者及典・ 田典不告、貲一甲。伍(同 61)

不告、貲一盾 L。當完爲城旦春以下到耐罪及亡收・司寇・隷臣妾・奴婢闌亡者舍(同62)

人室・人舍・官舍、主舍者不智(知)其亡、貲二甲。其室人・舍人存而年十八歳以上 者及典・田典・伍不告、(同 63)

貲一盾。(同 64)

廿年後九月戊戌以來、其前死及去乃後遝(逮)者、盡論之如律。卿、其家嗇夫是坐之。 (同 44)

60 簡から64 簡まで続く背面の劃線は、確かに44 簡にも繋がっている。かつ内容において

² 紀・張二〇一六。彼らが採用した配列復元の方針、妥当性、問題点については宮宅潔「岳麓簡「亡律」 解題」(待刊、2017年刊行予定)で紹介した。

も、44 簡が 60~64 簡を前提にしていると考えれば、節略の多い 44 簡が意味するところもはっきりと了解される。60~64 簡は要するに、諸々の犯罪者・逃亡者を、そうとは知らずに留め置いた場合の科罰規定であり、44 簡はその規定を前提にして、犯罪者本人が発覚前にいなくなっていたとしても、留め置いた者は罪に問われることを追加規定したものとなる。60~64 簡では「主舎者—首謀者となって匿った者、多くの場合家長であろう—」か「室人一その世帯を構成する他の成員—」かで刑罰が異なっており、卿に対する特別規定が 44 簡に附されているのは、家長である卿本人が罪に坐すのか否か、併せて明記されたものかと疑われる。

次に、紀・張案に従って70簡に繋がる配列を示しておく。

主匿亡收・隷臣妾、耐為隷臣妾、其室人存而年十八歳者、各與其疑同法、其奴婢弗坐、 典・田(岳麓④3)

典・伍不告、貲一盾、其匿□□歸里中、貲典・田典一甲、伍一盾、匿罪人雖弗敝(蔽) = (埋)、智其請、舍其室、(同 4)

〈欠簡〉

爲匿之。(同 79)

廿年後九月戊戌以來、其前死及去而後逮者、盡論之如律。(同70)

70 簡の直前に配置される 79 簡には「爲匿之」の三文字しか書かれておらず、さらにその前は欠簡とされているので、条文の内容は判然としない。しかし欠簡が一本のみであるとしたら、4 簡で条文が完結していない以上、3~4 簡に書かれた条文は 79 簡まで続くことになる。それならば、70 簡の前提となる条文は、ここでも再び逃亡者を藏匿した者への科罰規定であることになる。よしんば欠簡が複数あり、3~4 簡と 79 簡とが別の条文を構成したとしても、79 簡の「爲匿之」は、それが犯罪者藏匿に関わる規定の末尾であることを強く示唆する。そうした条文に 70 簡が附されている意味を、もはや繰り返し述べる必要はあるまい。

以上要するに、年・月・日から始まる条文は相対的に新しいもので、先行する規定を前提とし、それに附加された追加規定であるという欧揚の指摘は正鵠を射たものであり、そのことは整理小組の配列復原案ではなく、紀・張案に拠ることによって、よりはっきりと確かめられるというのが、本研究班の会読における結論である。

(2017年3月17日 受理)

【引用文献】

欧揚二〇一六「岳麓秦簡《亡律》日期起首律条文初探」『第六届"出土文献与法律史研究" 暨慶祝華東政法大学法律古籍整理研究所成立三十周年学術研討会論文集』

紀婷婷・張馳二〇一六「《岳麓肆・亡律》編聯芻議 (精簡版)」簡帛網二〇一六年九月一二 日